（裏　面）

注　意

①の欄

上段には、地方税法に定める控除対象配偶者及び扶養親族の合計数（注）をご記入ください。

なお、特別障害給付金の受給資格者の所得状況については、所得税法に定める老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、特定扶養親族の数並びに控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）の数を（ ）内に再掲してください。

下段には、同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）の有無をご記入ください。

②の欄

前年の所得のうち、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額をご記入ください。なお、所得の額がないときは、「なし」とご記入ください。

③の欄

1　「雑損」、「医療費」、「社会保険料」、「小規模企業共済等掛金」、「配偶者特別」及び「特定親族特別」は、前年の所得について地方税法に定める雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除又は特定親族特別控除に相当する控除を受けたときは、それぞれの控除額をご記入ください。

2　「障害者（特別障害者を除く。）である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数」は、同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者以外の障害者である人の数をご記入ください。

3　「特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数」は、同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者である人の数をご記入ください。

4　「寡婦・ひとり親・勤労学生の別」は、地方税法に定める寡婦若しくはひとり親控除の適用を受ける者又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。

5　「地方税法附則第６条第１項の免除に係る所得額」は、地方税法附則第６条第１項（肉用牛の売却による農業所得の免除）の免除を受けているときだけ、その免除に係る所得額をご記入ください。

添付書類

この届には、次の書類を添えてご提出ください。なお、これらの書類をこの届の提出先の市町村長から受けることができるとき、又は市町村長からこの届にこれらの書類に代わる証明を受けたときは、添える必要がありません。

1　あなたの前年の所得の額が、385万8千円以下であるときは、その事実についての市町村長の証明書

2　あなたの前年の所得の額が、385万8千円より多いときは、次の書類

(1)　前年の所得額並びに同一生計配偶者及び扶養親族の数並びに同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族又は特定扶養親族の数についての市町村長の証明書

(2)　控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類

(3)　③の欄に記入すべき事実があるときは、その事実についての市町村長の証明書

(4)　本年に災害のため損害を受け、その損害金額が自己又は控除対象配偶者若しくは扶養親族の住宅、家財その他の財産の価格のおおむね2分の1以上であるときは、特別障害給付金被災状況届

注）扶養親族のうち、国外居住親族については、以下のいずれかに該当する者に限ります。

(1)　年齢16歳以上30歳未満の者

(2)　年齢70歳以上の者

(3)　年齢30歳以上70歳未満の者のうち、次の①から③までのいずれかに該当する者

①　留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

②　障害者

③　その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則（平成三十年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（認定の請求） **第三十二条**　（略） ２　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一～三　（略） 三の二　請求者（前年（一月から九月までの月分の障害年金生活者支援給付金については、前々年。次項において同じ。）の所得（令第十条第一項の規定によって計算した所得の額をいう。次項並びに第四十七条第二項及び第三項において同じ。）が四百九十一万八千円を超える者に限る。）の十九歳未満の控除対象扶養親族（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族をいう。以下同じ。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書 四・五　（略） ３　前項第三号の障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　前年の所得が四百九十一万八千円を超えない請求者にあっては、その事実についての市町村長の証明書 二　前年の所得が四百九十一万八千円を超える受給権者にあっては、次に掲げる書類 イ・ロ　（略） ４～６　（略） （認定の請求） **第四十七条**　（略） ２　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一～三　（略）	（認定の請求） **第三十二条**　（略） ２　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一～三　（略） 三の二　請求者（前年（一月から九月までの月分の障害年金生活者支援給付金については、前々年。次項において同じ。）の所得（令第十条第一項の規定によって計算した所得の額をいう。次項並びに第四十七条第二項及び第三項において同じ。）が四百七十九万四千円を超える者に限る。）の十九歳未満の控除対象扶養親族（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族をいう。以下同じ。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書 四・五　（略） ３　前項第三号の障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　前年の所得が四百七十九万四千円を超えない請求者にあっては、その事実についての市町村長の証明書 二　前年の所得が四百七十九万四千円を超える受給権者にあっては、次に掲げる書類 イ・ロ　（略） ４～６　（略） （認定の請求） **第四十七条**　（略） ２　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一～三　（略）